人事異動

内閣

（福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山野　幸雄

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月十九日）

（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　西山　渉

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月二十日）

（福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・飯塚簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　野尻　純夫

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月二十一日）

法務省

検事　小山　太士

検事兼法務事務官　是木　誠

同　白井　美果

平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）（十月十一日）

（人吉農芸学院次長）法務教育　犬飼　誠

法務技官（岐阜少年鑑別所長）に昇任させる（十月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

（熊本大学名誉教授）　高橋　睦正

正四位に叙する

（岐阜大学名誉教授）　森　俊二

従四位に叙する

大野　憲治　小林　謙二　杉本　保

従五位に叙する（各通）

和泉　孝治　志村　桂次　多田　良子

平原　茂　福島　英夫　松田希農典

山井　信夫

正六位に叙する（各通）

小口　順得　佐野　辰男

中上　義人　早川　雅亮

（警視庁警部）　與那城高治

従六位に叙する（各通）

（岡山県警視）　栗原　浩二　藤木　季男

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上九月十六日）

猪立山　萬　山内　明彦

従四位に叙する

正六位に叙する

（愛知県警部）　相澤　年男

上野　孝春　黒木　康弘

眞田　一郎　森下　潔

（奈良県警部補）

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（各通）

相田　重雄

従七位に叙する（以上九月十七日）

（秋田大学名誉教授）

正四位に叙する

（大阪府立大学名誉教授）

（名古屋大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）

正五位に叙する

正八位

従五位に叙する

大黒　正昭

迫　秀雄

正六位に叙する（各通）

井上　利博

西村　良二

従六位に叙する（各通）

井口　陽六

正七位に叙する

伊藤　正二

従七位に叙する（各通）（以上九月十八日）

田辺　敏雄

品川　幸雄

増田　春歩

米倉　眞樹

荒川　藏六

石川　浩二

藤野貞治郎

堀井　清男

的場　保望

浅野　元生

上田　孝幸

坂井　籌廣

森本　栄造

渡邊　秀男

大岡　信夫

福間　信行

佐藤　信

景山　博

吉田　敏郎

川瀬　國雄

平田　寛久

田川　睦夫

林　博司

林　利孝

森下多喜雄

伊藤　義則

牛山　洋一

川添　満則

今泉　邦男

三上　孝道

松田　政秀

相澤　年男

藪　伊三郎

川久保廣良

中上　義人

志村　桂次

森　俊二

高橋　睦正

増田　春歩

與那城高治

荒川　藏六

石川　浩二

米倉　眞樹

山内　明彦

倉永　富敬

（岡山県警視）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十六日）

瑞宝小綬章を授ける

大黒　正昭

平田　寛久

瑞宝双光章を授ける（各通）

田辺　敏雄

瑞宝単光章を授ける（以上九月十八日）

伊藤　義則　香坂　昌志　平岡　利治

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月十九日）

川添　満則

瑞宝双光章を授ける（九月二十日）

（大阪府立大学名誉教授）

（秋田大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける（各通）

田川　睦夫

（名古屋大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

西村　良二

林　博司

福間　信行

瑞宝双光章を授ける（各通）

的場　保望

瑞宝単光章を授ける（以上九月十八日）

香坂　昌志

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月十九日）

平岡　利治

瑞宝双光章を授ける（九月二十日）

正五位に叙する

従五位に叙する

香坂　昌志

正六位に叙する（各通）

従六位に叙する（以上九月十九日）

牛山　洋一

従六位に叙する（九月二十日）

正八位

従六位に叙する（各通）（九月二十二日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（九月十六日）

旭日双光章を授ける

旭日単光章を授ける（以上九月十七日）

大月　砥

旭日単光章を授ける（各通）（九月十八日）

福井　俊治

（熊本大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける（各通）

大野　憲治

（岐阜大学名誉教授）

瑞宝双光章を授ける（各通）

森　俊二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十六日）

瑞宝小綬章を授ける

加藤　好一

瑞宝双光章を授ける（各通）

坂井　籌廣

（愛知県警部）

大岡　信夫

森下　潔

（奈良県警部補）

森本　栄造

渡邊　秀男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、雇用保険制度の関係労働者を代表する者浜野喜史の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年10月23日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条に規定する雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。